

縄文時代の土偶装飾をもつ土器について

浜野 美代子

はじめに

土偶装飾をもつ土器とは？ という問い合わせておきたい。

考古学上の資料が注目され出してから今日まで、特殊な文様をもつ土器として人面付土器・獣面付土器・人体装飾付土器等が機会あるごとに紹介されてきた。

今回ここに紹介する資料は、土器の胴部に土偶が貼り付けられたような状態の文様が施されたものである。土器の文様の一部として表現された土偶の部分は、あくまでも土偶を土器の上に写実的に写したもので、土器と分離すれば、土偶の個体としても充分に通用するものである。土器の文様の一部となったための、土偶としての簡略化や土器の文様への同化は為されていない。このような点で、人面付土器や人体装飾をもつ土器とは、明らかに趣きを異にするものと考えたい。

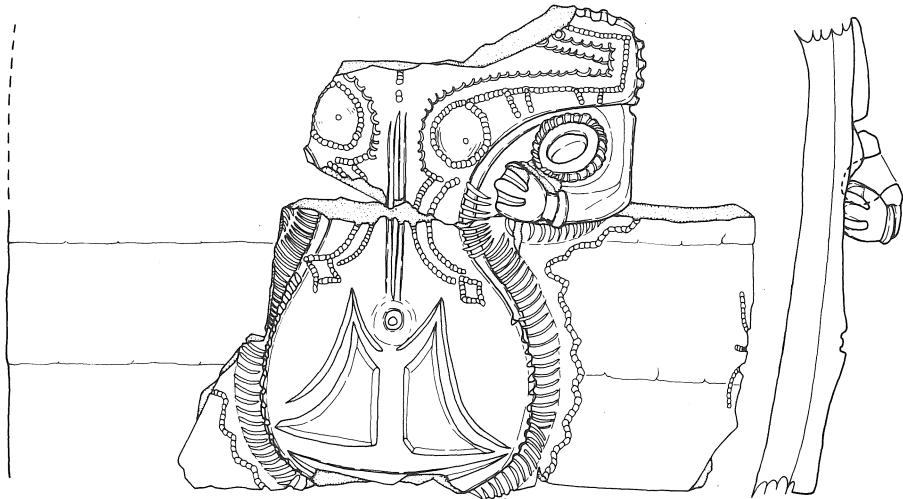
“土偶装飾をもつ土器”とは、「土偶そのものを装飾の一部として取り入れた土器」と定義することができよう。

名称について

このような土偶そのものを装飾の一部として取り入れた土器は、類例が少なく、今回ここに紹介する与野市^{ふだ}札^{つじ}の辻遺跡例（宮、1986）の他には、浦和市小室山^{おむろやま}遺跡例（青木他、1982）が知られているにすぎない。

筆者が、この土器を紹介するにあたり、“土偶装飾をもつ土器”という表現を用いたのは、これら遺物を表現する際に最も簡易な言葉であると考えたからである。現在、同類の遺物の発見は希少であるが、今後おそらく増加してゆくものと考えられる。したがって、現段階できちんとした名称を付けておく必要があると考える。宮氏は、札の辻遺跡の報告書の中で、“土偶貼り付け土器”という名称を用いている（宮、1986）。又、小倉氏は、小室山遺跡の報告書の中で“土偶装飾付土器”という名称を用いている（青木他、1982）。いずれも妥当な表現であると思うが、他の関連の遺物が、人面付土器、獣面付土器、人体装飾付土器等と呼称されており、“貼り付け”という技法的な意味だけでなく、装飾の一部として付けられたということを強調するために、小倉氏が用いた“土偶装飾付土器”という名称を、今後同種の遺物に用いて行きたいと思う。

以下に上記の二例の遺物を中心として、同時期の土器や土偶との関連について述べて行きたい。
尚、今回は、確実に土偶を貼り付けたと思われる土器以外は、考察の対象から省いた。



第1図 札の辻遺跡出土・土偶装飾付土器（縮尺=½）

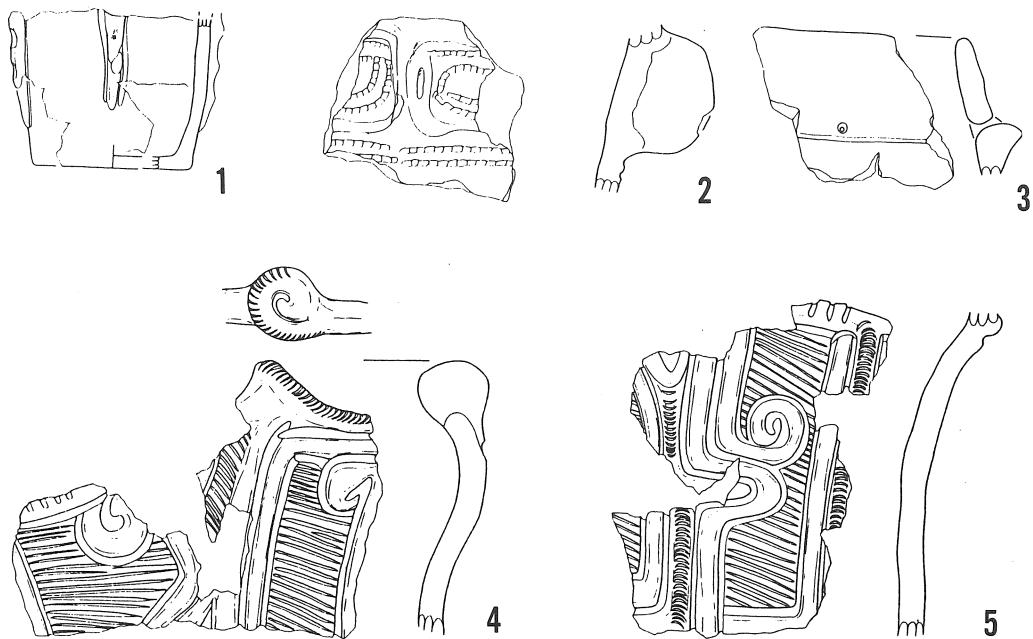
与野市・札の辻遺跡例

この土偶装飾付土器は、札の辻遺跡の66号住居跡から出土している。

同遺跡は、大宮台地の南西部、与野支台上の東縁にある。同遺跡からは縄文時代の住居跡6軒と土壙1基が検出されている。66号住居跡からは、新道式・阿玉台式の土器が出土しているが、他の住居跡からは、加曾利EII～EIII式の土器が、土壙からは、勝坂式の土器が出土しており、66号住居跡は同遺跡の中でも特異な位置を占めるようである(宮、1986)。

同遺跡出土の縄文時代の遺物は、決して多くなく、66号住居跡の遺物も少ない(第1・2図・図版1の上)。

発見された土器片は、最大長12.7cm、最大巾15.2cmほどの胴部破片で、推定径は約22cmほどになると思われる。偶然、土偶が貼り付けられた部分の破片のみが残っており、他の部分は検出されていない。土偶は、頭部と右腕および脚部を欠損しているが、左腕には壺を抱えており、左手首には腕輪をはめたような表現がされている。胴部と乳房の周囲から肩部にかけて連續角押文による文様が施され、乳房は、小突起で表現されている。へそは、正中線の下端、腹部をやや脹ました部分の中心に円形の刺突で表現されており、胴下半部には、同時期の土偶の特徴である対称弧刻文がつけられている。胴下端部の腹部から脚部に移行する部分には、弧状の沈線が施されている。又、土偶が抱えている壺の口縁部には、細かい刻み目がつけられている。土偶の体部の周囲には、大形の連續爪形文と波状の連續角押文が施されている。大形の連續爪形文は、貼り付けた土偶を土器の一部として安定させるための効果も果していると考えられる。



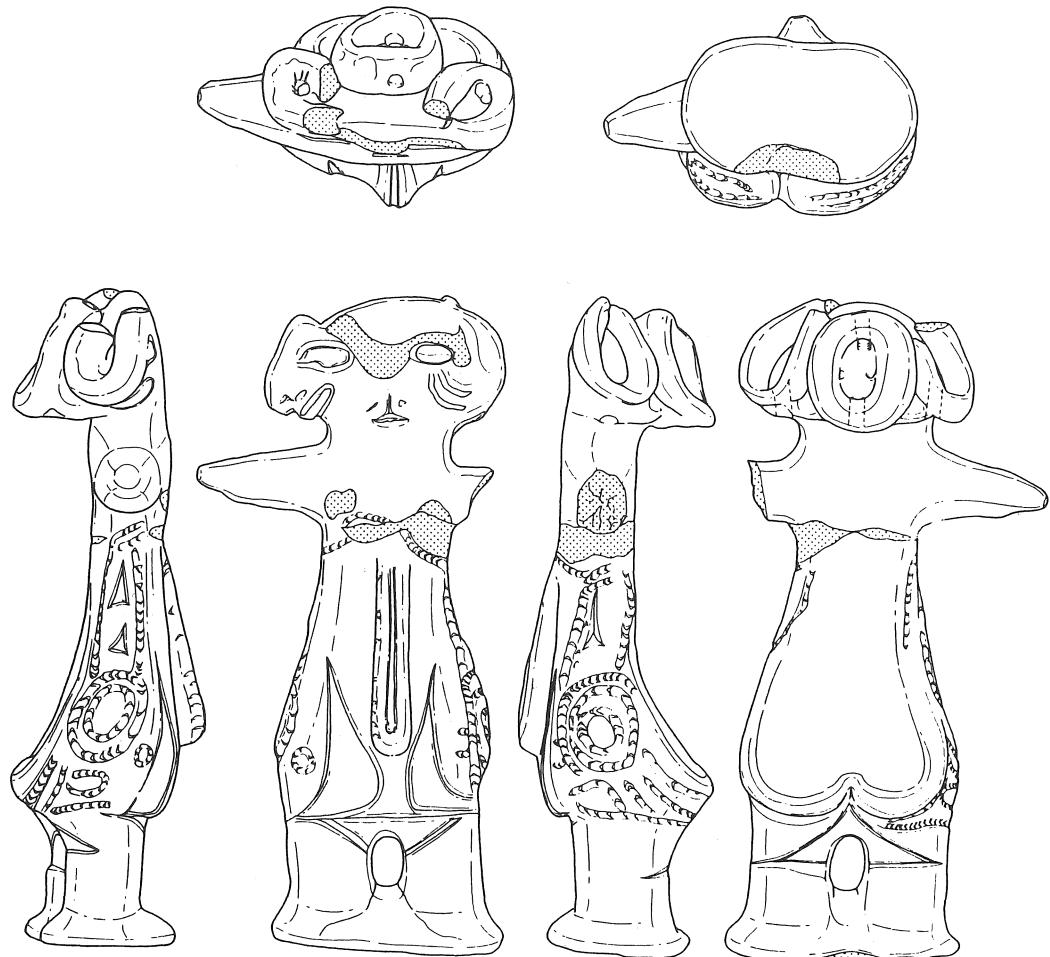
第2図 札の辻遺跡・66号住居跡・出土土器（縮尺 = 1…½, 2～5½）

又、土偶装飾部分の左側下部には、土器の文様の一部と思われる三叉状の角押文がみられるが、土器の残存部分が少ないため、他の部分の文様等は判然としない。土器の胎土は、砂礫を多く含んでおり、器面は荒れているが、土偶を貼り付けた部分の器面は、整形も丁寧で比較的荒れていない。

札の辻遺跡例の時期

札の辻遺跡例の時期について、報告者は、中期新道式期のものとしている(宮、1986)。66号住居跡からは、わずかではあるが阿玉台式土器の出土も見られ、土器全体の様相はつかめないまでも、おおよその時期としては妥当なものと言える。しかし、貼り付けられた土偶を観察した結果は、新道式期よりも一段階新しい藤内式期の土偶に近い様相を示している。第3図・第4図は、いづれも山梨県釧路堂遺跡の例(小野、1986)であるが、連続角押文や大形の連続爪形文の多用、対称弧刻文を用いている点等、類似点は非常に多い。第4図1・2は、胴下半部のみ残存している土偶であるが、形態的にも、文様構成からも近似している。これらは藤内式期の土偶であり、このような点から、筆者は、札の辻遺跡例の時期を藤内式期の比較的古い段階のものと考えたい。

尚、いわゆる勝坂式の盛行期には、人面付土器や人体装飾付土器が長野県や山梨県、神奈川県等から多数発見されている(註1)。このような土器の流行は、中期においては、この時期に特に顕著なものであり、札の辻遺跡例は、これらに先行したものとも考えることができよう。

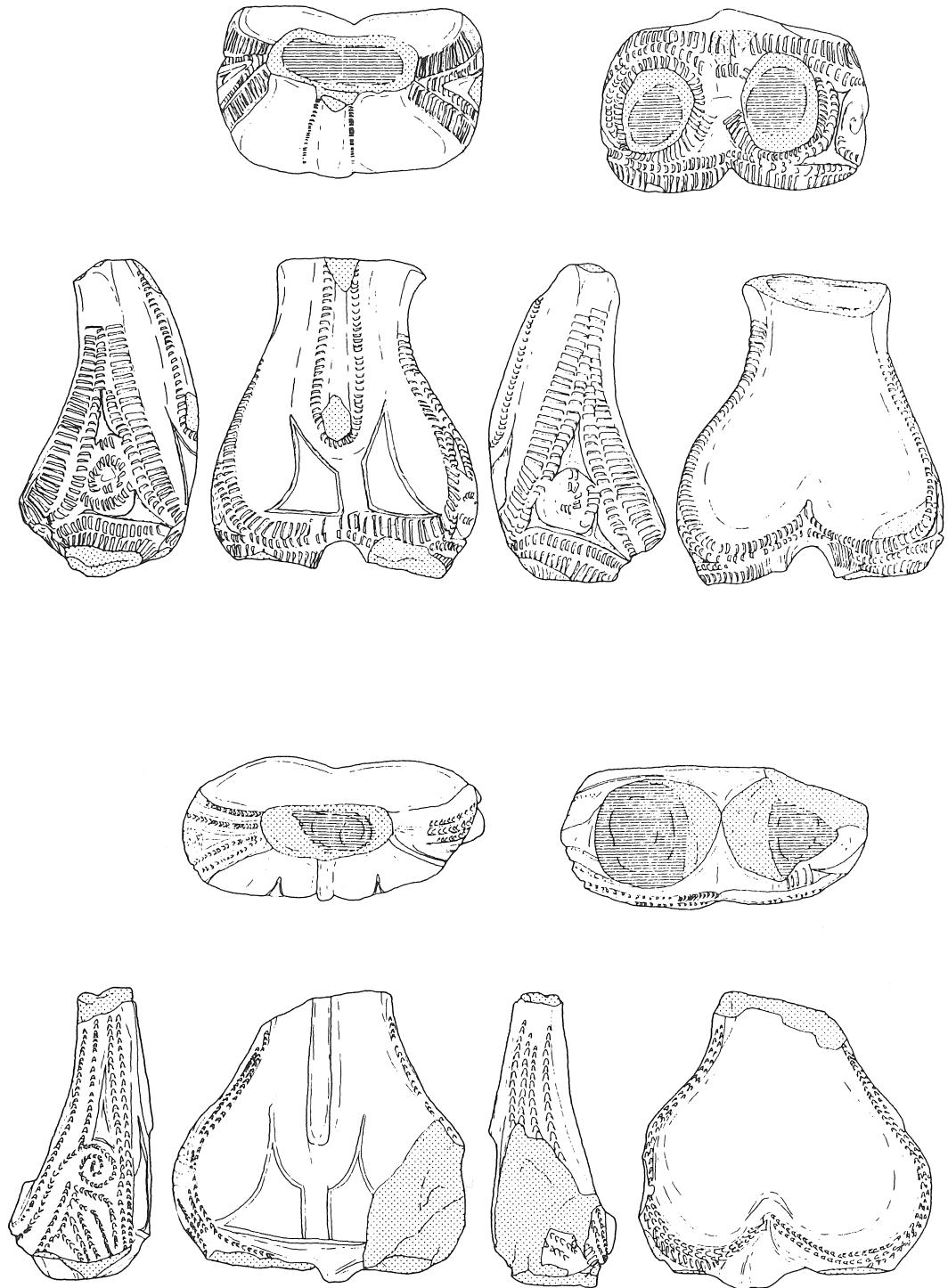


第3図 粧迦堂遺跡出土土偶（縮尺=½）

札の辻遺跡例の土偶について

札の辻遺跡例の土偶が、藤内式期の土偶に類似していることは前項で述べたが、ここでは土偶の形態を詳しく観て行きたい。

札の辻遺跡例の土偶の特徴は、下半身が脹んだ女性像であること、連続角押文や連続爪形文、細かい刻み目が施されていること、対称弧刻文が施されていること等があげられるが、最大の特徴は、左手で壺を抱えていることであると言えよう。壺を抱える土偶の例はあまり多くなく、長野県尖石遺跡例(第5図)、山梨県粧迦堂遺跡例(図版1の下)、山梨県小淵沢町出土例等が知られているにす



第4図 釈迦堂遺跡出土土偶（縮尺=½）

ぎない。

尖石遺跡例と釀迦堂遺跡例は、いずれも左手で壺を抱え、右手は腰にまわしている。札の辻遺跡例は右腕を欠損しており、どのような状態であったかは推測の域を出ないが、おそらく、右手は腰にまわしていたのではないかと思われる。決して数の多くない壺を抱える土偶が、三例とも左手で壺を抱えている点が大変興味深い。三例とも欠損品であるため、全体像がつかめないので残念である。

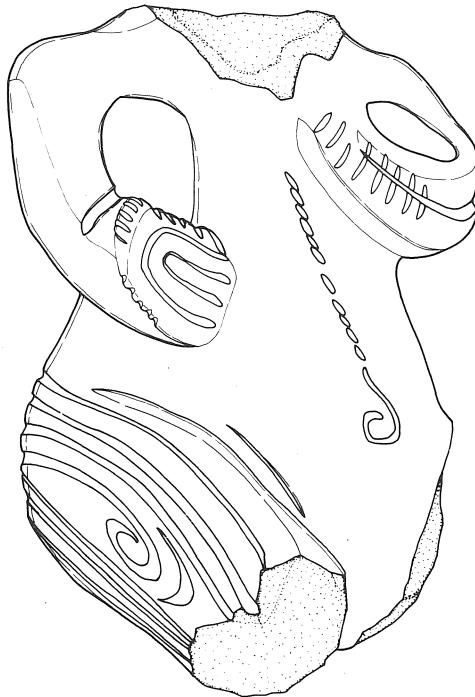
小淵沢町出土例は、上記の三例とは異なり、最初から頭部が造られていない土偶で、中空である。上端の開口部が壺の部分を兼ねており、右手を上にして、両手で壺を抱えこんでいる。壺を抱える土偶の中でも特異な例と言える。

次に、札の辻遺跡例の土偶の全体像であるが、山梨県坂井遺跡例(図版2)、山梨県釀迦堂遺跡例(第3図)等に類似したものであると推察できる。坂井遺跡出土例は、左脚を欠損し、首と胴のくびれ部で破損していたものであるが、現在は復原されているものである。体部の連続角押文の状況や正中線、対称弧刻文、脚部に移行する部分の弧状の沈線等、札の辻遺跡例ときわめて良く似ていると言える。札の辻遺跡例で欠損している頭部および脚部も、おそらくこれに近いものであったろうと思われる。

中期の土偶装飾付土器について

札の辻遺跡出土の土偶装飾付土器について考察を加えてきたが、前述のとおり、同様の遺物は、ほとんど発見されていない。しかし、土偶装飾付土器の可能性があるものとして、二例の土器が存在する。その一例は、山梨県釀迦堂遺跡の例(註2)で、釣手土器の釣手部分に土偶を貼り付けた状態の土器である。その部分の破片のみなので全体は判然としないが、この土器の釣手部に表現されているのは、土偶の背面であり、対になる釣手の部分に土偶の正面が貼り付けられていた可能性も考えられ興味深い。時期的には、前述の例とほぼ同時期のものと考えられる。

もう一例は、長野県富士見町立沢遺跡出土例(註3)で、有孔鍔付土器の胴部に、やはり土偶の背面が貼り付けられたものである。土偶の部分は胴上半部が壊れて剝れており、臀部と手足が残って



第5図 尖石遺跡出土、壺を抱える土偶（スケッチ）
(ほぼ実大)

いる。手足は抽象化されており、前述の例よりも新しい時期のものと考えることができる。

長野県立沢遺跡例は、土偶装飾付土器から人体装飾付土器への過渡的な様相を示すものとも考えられる。さらに大筋では、人体装飾が省略化・簡略化されて抽象文土器へと移行していく可能性も考えられる。しかし、人体装飾付土器と一括しても、その内容は変化に富み、細かい分類を行なわなければならない状態であり、人体装飾付土器に関しては、稿を改めて考察を加えたい。したがって、ここでは一つの可能性を示すだけにしておきたい。

浦和市・小室山遺跡例

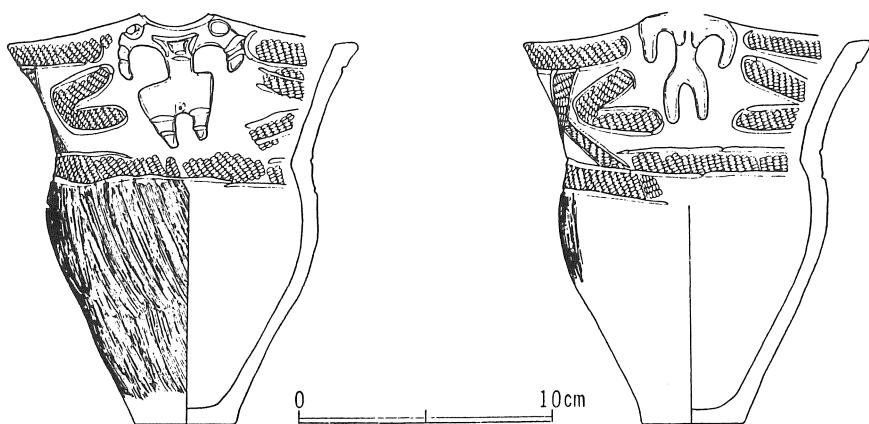
小室山遺跡出土の土偶装飾付土器は、遺物包含層の第2層上面から検出されたものである。

同遺跡は、見沼の谷の、南側の谷に面する台地の北側に位置する。同遺跡は、縄文時代中期の住居跡の他、土壙、埋甕等の遺構と包含層からなる。包含層は、大きく分けて5つの層からなり、第1層は安行III_b式以降、第2層は安行I～III_a、第3層は堀之内式、加曾利B式、第4層は勝坂式、加曾利E式土器を、それぞれ主体として出土している。第5層は2層と3層の間の一部に堆積していた層で主として加曾利B式土器を出土している(青木他、1982)。

土偶装飾付土器は、第2層、茶褐色土層上面から他の土器とともに径約1mの範囲から一括して出土しており、一括土器の中央付近に横に倒れ、口縁部付近が飛散したような状態で発見されている。遺構に伴うものかどうかは確認されていない。

土器は、口径13.8cm、現存高16.2cmほどの深鉢形土器である。波状の突起を二箇所にもつ土器であるが、この突起部付近に土偶を写したと思われる貼り付けが一本ずつ表現されており、対をなしている。二体とも頭部を欠損している(第6図)。土偶は、小型の深鉢土器の波状口縁部分に付けるという制約のためか、小型で省略化されている。しかし、小型化及び省略化されても形態や基本的な文様は土偶そのものであり、土偶装飾付土器とすることに問題はないと思われる。土偶二体のうちの一體(第6図・左)は、いわゆる木兎土偶を写したものと考えられる。土偶は肩と腰が張り、胴部が細くくびれている。両手と両足は、それぞれ2本の沈線で文様が施され、肩の部分には沈線を用いて円形の突起状の文様が施される。胸部にも2本の沈線で文様が施される。又、胴下部の脚部に移行する部分の中心に、小さな突起が付けられている。もう一體(第6図・右)は、いわゆる山形土偶、もしくは山形土偶の系譜を引く土偶を写したものと考えられる。土偶は肩が張り胴が細くくびれ、腰は自然なカーブでやや張っている。無文で、胸には垂れた豊かな乳房が表現されている。土偶の頭部は二体とも欠損しているが、おそらく突起状につけられたものと思われる。

土器の文様は二体の土偶を中心にして口縁部と頸部に縄文帯がめぐり、その間にX字状と、くの字状に縄文が施される。縄文帯は沈線で区画されるが、一部沈線が施されていない箇所がある。縄はR Lの原体が用いられている。胴部以下には細かい条線がつけられるが、いわゆる木兎土偶を写したものと思われる土偶の側にしかつけられていない。土器の整形はしっかりしており、焼成も良好である。



第6図 小室山遺跡出土、土偶装飾付土器（縮尺=1/2）

小室山遺跡例の時期

小室山遺跡例の時期について、報告者は、一応晩期の安行III_a式あたりのものとしている。この土器について後期の安行I式あたりと晩期の安行III_a式ないしはその直前とする見方があり、一概には決定しえないことも指摘している（青木他、1982）。おそらく、報告者の示した時期が妥当なのではないかと考える。第6図左の土偶は、前述したように木兎土偶を写したものと考えられるが、この土偶が形態および肩の部分に突起状のコブの表現があることなどから、安行III_a式かその直前の土偶を模したのではないかと考えられる。もう一方の第6図右の土偶は、山形土偶を模したものと考えてさしつかえないと思われるが（註4）、より古い段階に盛行していた土偶の形態を後になって取り入れることも可能と考えられ、この土偶ゆえに土器自体の時期を古くさかのぼらせる必要はないと思われる。報告者によれば、小室山遺跡は、中期以降の各型式の土器が連続しているということであり、後晩期もその例にもれない。したがって、この土器を作った人間がそれ以前に盛行した土偶の形態を模したとしても何ら不思議はないと思われる。このような理由から筆者も報告者同様、この土器の時期を安行III_a式もしくはその直前ぐらいと考えたい。

尚、この土器が後期から晩期にかけての人面付土器や人体装飾付土器（註5）の中でどのような位置づけがされるかは、今後検討して行きたい。

小室山遺跡例の土偶について

小室山遺跡例の土偶二例が、同一時期の土偶を模したものでないことは、先にも若干述べたが、それぞれの土偶の形態について、ここで詳しく観て行きたい。

先ず、いわゆる木兎土偶を模した例であるが、土偶そのものの大きさは、現存高で5.2cmと小さいものである。この土偶が木兎土偶を模し、且つ省略したものであることは前述した。両手・両足をめぐる沈線や、肩の部分の装飾および腕の広がり具合、胴のくびれ部から腰にかけての角ばったカーブ、足先が細くなること等からそのことが指摘できる。又、この土偶の特徴として下腹部に小さな突起がつく。小倉氏は、この突起が男性性器を表現したものと考え、もう一体の土偶（女性）と対になるものと考えている（青木他、1982）。確かに、木兎土偶の例の中で、へそと考えられる突起が付く位置よりは、この土偶の突起の位置は下方にある。したがって男性性器と考えることが自然なのかも知れないが、もう一体の土偶と単に男女一対の土偶として貼りつけられたものかどうか疑問が残る。確かに、もう一体の土偶には豊かな乳房が表現され、女性であることが強調されている。一方、この土偶には乳房の表現が観られない。しかし、これらの二体を、それぞれの原形になっている土偶の形態差として捉えるならば、山形土偶には、ほとんどの場合に豊かな垂れた状態の乳房が表現されており、木兎土偶の場合は、乳房の表現はかなり抽象的なものになっている。この二体の土偶は、その原形の土偶が省略化されたものと考えることができ、忠実にすべてを写したものとは言えないまでも、より近いものと言えるのではないだろうか。したがって、この二体の土偶を“男女一対の土偶”という枠の中で観ることには、ためらいがある。

もう一体の、いわゆる山形土偶を模した例は、現存高で約4.3cmと、もう一例の土偶よりもやや小さい。この土偶が山形土偶を模したものであることは、すでに何度も触れてきた。肩から腕にかけての丸味をおびたカーブや胴部から腰部・脚部へと移行するゆるやかなカーブ、豊かな乳房の表現等は、やはり山形土偶を彷彿とさせる。無文であることも又、その証明になると言える。この土偶は、前述の土偶と対になり得るかどうかは別として、女性像であろうということは指摘できよう。

ところで、なぜ一つの土器の対称となる位置に時期差のある土偶を貼り付けたのであろうかという疑問がのくる。又、一対の土偶に時期差を認めず、いわゆる“男女一対”とする考え方も、男性像とされている土偶の表現に、男性としての決め手が認められず（註6）、再考を要するであろう。

山形土偶は、関東地方の加曾利B式期に初源をもつ土偶と考えられており、その影響を受けた土偶は全国的に広まっており、関西地方の後晩期の土偶は、その影響のもとに成立している。関東地方においても、その伝統は根づよく残っていたと思われ、後年それを取り入れた結果が小室山遺跡例のような土器になったのではないだろうか。又、土偶そのものではなく、土器の装飾の一部として取り入れられることにより、土偶つくりの制約から逃れることができ、かえってこのような時間差を越えた選択が可能だったのではないかと考えることもできる。

晩期の土偶装飾付土器について

小室山遺跡出土の土偶装飾付土器について考察を加えてきたが、晩期においても同様の遺物はほとんど発見されていない。ただ、“土偶装飾付土器”とはやや趣きを異にするが、埼玉県川里村赤城遺跡出土の土偶型手燭土器のように、手燭土器の機能と土偶の形態が結びついた例が存在する(第7図)。この手燭土器は、土偶の現存長11.4cm、頭部の現存巾5.2cm、土器の高さ約3.8cmほどのものである。手燭土器の底面が土偶の顔の部分になっており、土偶頭部の背面を凹ませて手燭土器にしたものである。土器の口縁部は約3分の2が欠損している。器壁は約0.5cmから0.2cmと薄い。土偶の頭頂部と左右側面にあたる部分には径約0.3cmの小さな孔がいくつか穿たれている。土器の口径は約5.5cmぐらいになると思われる。

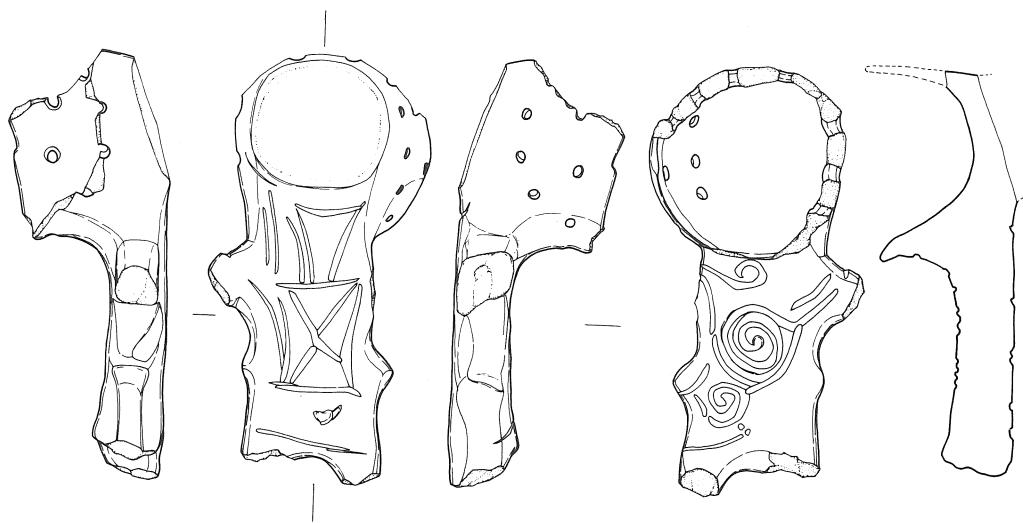
この土偶型手燭土器は、土器として作られた後頭部を除けば、他の部分は土偶そのものであると言える。土偶は、顔面部が剥落しており、両手・両足を欠損している。顔面部が剥落しているため顔の表情は判らないが、剥落痕は円形に近い橢円形になる。両腕は、おそらく横に広げた形になると思われるが、左腕は肩部から、右腕は腕先から欠損している。脚部もさほど長くない短脚の土偶と思われ、左脚は下半が、右脚は脚の付け根から欠損している。胴部は、さほどくびれず、腰がやや張っている。乳房・へそ等の表現は、まったくされておらず、正面には沈線で逆三角形の文様や方形の文様が連続して施され、その右横には縦方向の数本の沈線が、胴下端部には横方向の沈線が一本施されている。方形の文様の中は、沈線で対角線が引かれている。背面は、大小2箇の渦巻文が沈線で施されており、頸部の背面には一巻きだけの渦巻文が施されている。胎土は比較的精選され、整形も丁寧で、焼成も良好である。

尚、この土器の名称については、ほぼ土偶の形をしていても、その主たる機能は、手燭土器の部分にあることを考慮して、土偶型手燭土器とした。又、“土偶装飾付土器”としての分類も考えないではなかったが、土偶の部分を土器の装飾として捉えるには、土偶の占める割合があまりにも多く、上記のような名称をつけることで、一応、土偶装飾付土器とは区別した。

晩期の土偶装飾付土器の類例として土偶型手燭土器の存在に触れたが、これらの土器がどのような“場”に位置づけられるべきなのかは、今後検討して行きたい。特に赤城遺跡の資料は、現在整理中であり、赤城遺跡の全貌が明らかになった時点で再度考察を加えたいと思う。

土偶装飾付土器の意味

土偶装飾付土器の意味について述べるのは、土偶とは？ という問い合わせに答えることができて、はじめて可能になると考える。では、土偶とは何かと問われても、残念ながらこれに明確な答えを出すことができない。ただそれは、縄文人が生活中から生み出したものであり、非常に大切に扱われていたものだと考えることができる。破壊され、廃棄されることとは、より大切に扱われた結果であると考えたい。実際、破損した後も何度も使われたと思われる土偶が存在するからである。



第7図 赤城遺跡出土・土偶型手燭土器（縮尺=½）

このような土偶を、その胴部や口縁部、又は釣手部分や持ち手部分に貼り付けた土器は、特別の意味を込めた土器として珍重されてきたものと思われる。

中期の札の辻遺跡例や釧路堂遺跡例、立沢遺跡例等が作られた時期は、いわゆる広義の勝坂式期であり、顔面把手や人面付土器、人体装飾文土器等が多数作られた時期でもある。又、この時期に土偶も有脚で立体化され一大発展をとげる。これらは長野、山梨に源流をもつ文化と言える。埼玉県内では、同様の遺物を出土する遺跡の数は少なく、札の辻遺跡例と類似する土偶もほとんど見つかっていない。わずかに嵐山町の行司免遺跡から同時期の土偶が出土しているにすぎない。このようなことから、札の辻遺跡の土偶装飾付土器は、長野・山梨方面から持ち込まれた可能性も考えることができる。

札の辻遺跡の土偶装飾付土器は、壺を抱えた土偶を貼り付けていることから、何か特別の液体を入れて使用したものであったのだろうか。

一方、晩期の小室山遺跡例や赤城遺跡例が作られた時期は、安行III_a式かその直前の時期である。これに先行する後期終末の時期に、東北を中心とした地域で壺形土器や注口土器、異形土器等に人体装飾や人面装飾が付けられた土器が出土しており、小室山遺跡の土偶装飾付土器や赤城遺跡の土偶型手燭土器は、このような影響を受けてつくられたものなのかも知れない。このことは、小室山・赤城の両遺跡から人面付土器が出土していることからも類推できよう。ことに注目したいのは、青森県十腰内遺跡出土の壺形土器や、北海道茂辺地遺跡出土の異形注口土器の人体装飾が、いずれも対になっていることである。このような点からも、小室山遺跡の土偶装飾付土器は、東北地方の影響を受けてつくられたものではないかと思われる。したがって、小室山遺跡の一対の土偶も、男女

土偶という観点からだけでは捉えきれないものであろう。尚、この土器の用途等に関しては、土器全体の中で検討されるべきものであり、ここでは触れずにおきたい。

尚、今回紹介した資料や、それに類似する資料が、中部～関東地方の中期前半と、東北～関東地方の後期末から晩期初頭に集中することも、おもしろい傾向である。

終わりに

与野市札の辻遺跡と浦和市小室山遺跡の土偶装飾付土器を中心に、類例等をあげながら稿を進めてきた。資料が少ないせいもあり、まとまりのないものになってしまったが、今後の資料の増加を待って、いずれ再考察を行いたいと思う。

本稿のために資料を集め出して解ったことは、人体や人面の装飾をもつ土器が、中期の前半と後期終末から晩期初頭に集中しており、他の時期には観られないということである。そのような中でも、より特殊な土偶装飾付土器が、埼玉県内の中期前半と晩期初頭から見つかっているということは、それぞれの時期における埼玉の位置づけを考えるうえで、大変興味深いものと言える。

本稿を記すにあたり、未発表資料の提供と数々の御教示をいただいた、山梨県の小野正文氏、又、資料の観察を快諾下さった志村富三氏、赤城遺跡を整理中の当事業団の新屋雅明氏に深く感謝致します。尚、本稿は当事業団研究助成の成果の一部である。 (1987. 9. 16)

註

1. ※人面付土器の例…①深鉢形土器の把手として付くもの ②深鉢形土器の胴部に付くもの ③釣手形土器の釣手部に付くもの等がみられる。

①の例、長野県海戸遺跡・月見松遺跡・山溝遺跡、山梨県积迦堂遺跡・坂井遺跡・御所前遺跡、神奈川県大日野原遺跡・青ヶ台遺跡、静岡県桃園尾畠遺跡などから多数出土している。山梨県御所前遺跡例は、①と②を兼ねたもので把手部に付いている人面と同様のものが胴部にも付いている。

②の例、上記御所前遺跡例の他には、長野県曽利遺跡、山梨県坂井遺跡例などがあるが、後者の二例は、いずれも小型の土器である。

③の例、長野県御殿場遺跡・箱川原遺跡、東京都井荻遺跡例などがあげられる。

※人体装飾付土器の例…人体装飾の場合は、ほとんどが深鉢形土器の胴部に付き、①ほぼ人体を型どったもの、②かなり抽象化されているものがある。

①の例、長野県立沢遺跡・藤内遺跡、神奈川県林王寺遺跡・上ノ入遺跡例などがある。

②の例、長野県井戸尻遺跡・曾利遺跡、山梨県积迦堂遺跡、神奈川県大日野原遺跡、埼玉県北塚屋遺跡、下加遺跡例などがある。

2. 小野正文氏の御教示による。

3. 東京国立博物館蔵。江坂・野口、1974に紹介。

4. 顔面が残っていないため定かではないが、全体のプロポーション、特に肩が比較的丸味をおびて張つていることや乳房の表現が豊かなこと、無文であること等による。

5. ※人面付土器の例…そのほとんどが異形の注口土器か壺形土器、香炉形土器等であるが、本文中で紹介した浦和市小室山遺跡や川里村赤城遺跡からは、粗製の小形深鉢土器に人面の付いているものが出土している。尚、脱稿後、赤城遺跡より注口土器に人面が付いた例がみつかっている。
- 注口土器の例、青森県大湊近川遺跡、秋田県狐森遺跡、茨城県福田貝塚、栃木県古館遺跡、長野県大井遺跡例などがあげられる。
- 壺形土器の例、青森県田茂木遺跡、岩手県石鳩岡遺跡例などがある。
- 香炉形土器の例、東京都下沼部貝塚、千葉県小見川町貝塚例などがある。
- ※人体装飾付土器の例…この例も異形注口土器や壺形土器に付けられる。異形注口土器としては北海道茂辺地遺跡例。壺形土器としては青森県十腰内遺跡例などがあげられる。
6. 各所で発見されている木兎土偶を観察した結果、約2割ぐらいではあるが、ヘその位置が胸下端部になっているものが認められる。土偶の他の部分の構成からは、あきらかにヘそと思われ、単に位置だけの問題であると考えられる。
7. 尚、本文中「……を写す。」と「……を模す。」という言葉を使っているが、それぞれ「そっくり写す。」と「近い型に模す。」という意味で使い分けている。

参考文献

- 青木義脩他（1982）『馬場（小室山）遺跡』浦和市東部遺跡群発掘調査報告書第1集 浦和市教育委員会
- 江坂輝彌（1960）『土偶』 校倉書房
- 江坂輝彌・野口義磨（1974）『土偶芸術と信仰』古代史発掘3 講談社
- 小野正文他（1986）『釈迦堂I』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第17集 山梨県教育委員会
- 小野正文・新津健（1983）『土偶 一千の女神が語る縄文時代の祈りとくらし』第1回特別展図録 山梨県立考古博物館
- 黒坂禎二（1985）『北塙屋II』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第48集
- 国分直一・岡本太郎（1969）『大地と呪術』日本文化の歴史I 学習研究社
- 小林達雄（1977）『土偶 増輪』日本陶磁全集3 中央公論社
- サントリー美術館（1969）『土偶と土面』春の特別展
- 谷井 彪他（1982）『縄文中期土器の再編』『研究紀要 1982』埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 坪井清足（1976）『縄文』日本陶磁全集1
- 長沢宏昌（1984）『縄文時代の酒道具——有孔鍔付土器展——』第2回特別展図録 山梨県立考古博物館
- 野口義磨（1964）『日本の土偶』 紀伊國屋書店
- 長谷川孟（1979）「大日野原遺跡出土の縄文土器」郵政考古第6号 郵政考古学会
- 水野正好（1979）『土偶』日本の原始美術5 講談社
- 宮 昌之（1986）『札の辻・小井戸』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第55集
- 三宅徹也（1987）『大湊近川遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第104集